

議案第5号

木津川市国民健康保険税条例の一部改正について

木津川市国民健康保険税条例（平成20年木津川市条例第4号）の一部を別紙のとおり改正する。

平成31年2月21日提出

木津川市長 河井 規子

提案理由

特例対象被保険者等に係る申告について、個人番号による情報連携を踏まえた改正を行うとともに、後期高齢者医療制度にあわせ、旧被扶養者である被保険者に対する国民健康保険税の減免について、所要の改正を行うものです。

木津川市条例第 号

木津川市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（案）

木津川市国民健康保険税条例（平成20年木津川市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第24条の2第2項中「申告書を提出する場合には」を「申告書の提出に当たり」に改め、「書類」の次に「の提示を求められた場合には、これら」を加える。

附則第18項を次のように改める。

（平成31年度以降の国民健康保険税の減免の特例）

18 平成31年度以降の第28条第1項第3号による国民健康保険税の減免に係る所得割額に関する減免については、資格取得日の属する月以後2年を経過した後も当分の間、実施するものとする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

（適用区分）

2 改正後の木津川市国民健康保険税条例の規定は、平成31年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成30年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

参考資料（議案第5号）

木津川市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

(新)	(旧)
第1条～第24条（略） (特例対象被保険者等に係る申告)	第1条～第24条（略） (特例対象被保険者等に係る申告)
第24条の2（略） 2 前項の <u>申告書の提出に当たり、当該納税義務者は、雇用保険受給資格者証（雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）第17条の2第1項第1号に規定するものをいう。）その他の特例対象被保険者等であることの事実を証明する書類の提示を求められた場合には、これらを提示しなければならない。</u>	第24条の2（略） 2 前項の <u>申告書を提出する場合には、当該納税義務者は、雇用保険受給資格者証（雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）第17条の2第1項第1号に規定するものをいう。）その他の特例対象被保険者等であることの事実を証明する書類を提示しなければならない。</u>
第25条～第29条（略） 附 則 1～17（略） <u>（平成31年度以降の国民健康保険税の減免の特例）</u> <u>18 平成31年度以降の第28条第1項第3号による国民健康保険税の減免に係る所得割額に関する減免については、資格取得日の属する月以後2年を経過した後も当分の間、実施するものとする。</u>	第25条～第29条（略） 附 則 1～17（略） <u>（平成22年度以降の国民健康保険税の減免の特例）</u> <u>18 当分の間、平成22年度以降の第28条第1項第3号による国民健康保険税の減免については、同号中「該当する者（資格取得日の属する月以後2年を経過する月までの間に限る。）」とあるのは、「該当する者」とする。</u>

政策等の形成過程の説明資料

議案名	議案第5号 木津川市国民健康保険税条例の一部改正について										
担当課	国保年金課 国保年金係										
提案事項の概要等 (必要性、効果等)	特例対象被保険者等に係る申告について、個人番号による情報連携を踏まえた改正を行うとともに、後期高齢者医療制度にあわせ、旧被扶養者である被保険者に対する国民健康保険税の減免について、所要の改正を行うものです。										
提案に至るまでの経緯	・厚生労働省通知等に基づき検討を行うとともに、平成31年1月31日に開催した木津川市国民健康保険運営協議会で審議の上、改正案を策定										
市民参加の状況	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無										
市総合計画の位置付け	<table border="1"> <tr> <td>基本方針</td><td>3 誰もが安心して暮らせる福祉都市の創造</td></tr> <tr> <td>施策目標</td><td>(2) ともに支えあう地域福祉の充実</td></tr> <tr> <td>施策</td><td>15 すべての市民がともに暮らす地域福祉の充実</td></tr> <tr> <td>施策の実現に向けた主な取組み</td><td>①地域福祉の充実</td></tr> <tr> <td>主な事業等</td><td>国民健康保険事業</td></tr> </table>	基本方針	3 誰もが安心して暮らせる福祉都市の創造	施策目標	(2) ともに支えあう地域福祉の充実	施策	15 すべての市民がともに暮らす地域福祉の充実	施策の実現に向けた主な取組み	①地域福祉の充実	主な事業等	国民健康保険事業
基本方針	3 誰もが安心して暮らせる福祉都市の創造										
施策目標	(2) ともに支えあう地域福祉の充実										
施策	15 すべての市民がともに暮らす地域福祉の充実										
施策の実現に向けた主な取組み	①地域福祉の充実										
主な事業等	国民健康保険事業										
概算事業費 (単位:千円)	<input type="checkbox"/> 単年度(年度) <input type="checkbox"/> 複数年度(年度)										
将来にわたる効果及び 経費の状況	個人番号での情報連携の活用ができます。										